

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

<所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)		平成28年度 保護者負担額(月額)	
	第1子	15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)				

平成29年度(負担軽減の拡充)
保護者負担額(月額)

3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子	15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子	27,000円	13,500円(基準額表の半額)

6,000円

6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	16,100円	(同左)
	第2子	8,050円	

14,100円

7,050円

平成29年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)(案)

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

注: **青字**、**緑字**、**赤字**は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)(~約270万円)	3,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下(~約360万円)	16,100円→14,100円 [7,550円→3,000円]
④市町村民税所得割課税額211,200円以下(~約680万円)	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上(約680万円~)	25,700円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯(~約260万円)	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③所得割課税額48,600円未満(~約330万円)	16,500円 [7,750円→6,000円]	16,300円 [7,650円→6,000円]	19,500円 [9,250円→9,000円]	19,300円 [9,150円→9,000円]
④所得割課税額57,700円未満[77,101円未満](~約360万円)	27,000円 [13,500円→6,000円]	26,600円 [13,300円→6,000円]	30,000円 [15,000円→9,000円]	29,600円 [14,800円→9,000円]
97,000円未満(~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満(~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満(~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満(~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上(1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
 ※4 給付単価を限度とする。
 ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。